

個人情報の目的外利用・提供について (条例第 10 条第 2 項第 7 号関係)

根拠規定

山梨県個人情報保護条例 (抄)

(利用及び提供の制限)

第十条 実施機関は、法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

五 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行する場合において、保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由のあるとき。

3・4 略

意見聴取の対象となる事務

- ・ 子どもの死亡登録検証事務（子育て支援局子育て政策課）

新たに追加する個別事項（案）

山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準・表 3 に、次の例外事項を追加する。

内 容	目的外に利用・提供する理由
<p>子どもの死亡登録検証事業のため、18歳未満の子どもの死亡の背景や経緯等に関する個人情報を、県が運営し、医療機関、行政機関、警察等の専門職や有識者で構成する検証会議に提供する場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の子どもの死亡の背景や経緯等の個人情報を取得し、多様な関係者で分析することにより、死亡原因と予防可能性を導き出すことが可能となり、同様の死を繰り返さないための効果的な予防策を策定することができ、公益上の必要がある。

現行の類型事項及び個別事項（山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準）

表3 個人情報の目的外の利用・提供（条例第10条第2項第7号関係）

類型事項

番号	類 型	目的外に利用・提供する理由
1	公募して行うコンクールや懸賞等の入賞者等の個人情報を報道機関等に提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> 公募して行うコンクールや懸賞等の結果は、慣行として入賞者等の氏名等が公表されることが前提とされている場合が多く、入賞者等の個人情報の提供は、応募者の予測の範囲内であり、また、社会通念上本人の利益になる場合が多い。
2	実施機関の説明責任を果たすため、関係者や実施機関の職員等の個人情報を報道機関等に提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる個人情報の内容と実施機関の行政上又は監督上の責任とを比較衡量した上で、関係者や実施機関の職員等の個人情報を提供することが公益上必要な場合がある。
3	実施機関の組織や職員の体制等を明らかにするため、職員や委員等の個人情報を提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> 行政の透明性や県民の利便を図るため、実施機関の職員や審議会等の委員等の個人情報を提供することが必要な場合がある。
4	民間団体等が表彰等の事務を行うに当たり、当該民間団体等に対し、当該表彰等の事務に必要な範囲内で提供する場合 ただし、表彰等の事務に公益性がある場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 表彰等の事務において、候補者の情報を本人から直接取得することは、本人に予断を与えることとなるなど事務の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある。このため、民間団体等が実施する表彰等については、必要な範囲内で当該民間団体等に提供することが必要な場合がある。
5	民間団体等が委員等の選定の事務を行うに当たり、当該民間団体等に対し、当該選定の事務に必要な範囲内で提供する場合 ただし、委員等の選定事務に公益性がある場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 委員、講師、指導者、助言者等の選定において、候補者の情報を本人から直接取得することは、本人に予断を与えることとなるなど事務の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある。このため、民間団体等が実施する事務事業に係る委員等の選定については、必要な範囲内で当該民間団体等に提供することが必要な場合がある。

番号	類 型	目的外に利用・提供する理由
6	<p>事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、次に掲げるもの（公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除く。）を提供する場合</p> <p>①業種、事業内容、②事業所の名称（屋号）、所在地、電話番号、③事業者の氏名、④許可番号（指令番号）、許可年月日、許可期間満了日その他これに類するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の当該事業に関する情報について、県民が情報公開制度を利用せずこれ入手できるようにすることは、行政サービスの向上又は行政運営の効率化など社会一般の利益を図るために必要である。 事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、左の①から④までに掲げるものについては、情報の内容又は性格に照らし、これを利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。

個別事項

番号	内 容	目的外に利用・提供する理由
1	<p>属の軍歴に関する情報を供養・慰霊等の目的や恩給・年金等の請求の目的のために申請する遺族に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧軍人軍属の軍歴については、県が保有している兵籍簿以外のものから取得することが困難であるため、死没者の供養・慰霊等の目的や恩給・年金等の請求の目的のために申請する遺族に提供することが必要な場合がある。 ただし、死没者の供養・慰霊等や恩給等請求の目的達成のために必要と認められる情報に限り提供することとし、病歴等死没者の供養・慰霊等に直接関係しない情報や刑罰記録等本人の名誉を傷つけるおそれのあるものは提供しない。
2	<p>山梨県悪性新生物登録事業（地域がん登録事業）において取得した人口動態調査死亡票（写し）に記録されているがん患者の死亡情報（死亡した人の氏名、性別、生年月日、生前住所、死亡年月日、死亡の原因等）を民間の届出医療機関（当該がん患者の診断又は治療等に関する情報をごん届出票により県に届け出た医療機関を指す。）に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出医療機関からの求めに応じて死亡情報を提供することにより、今後のがん診療、研究等に活用され、院内がん登録やがん医療の均てん化に繋がるとともに地域がん登録の届出を促すこととなるため、公益上の必要があると認められる。
3	<p>森林計画図簿に記載された森林所有者氏名、森林の地番及び当該森林に係る樹種、蓄積等の情報を集約化経営の意欲、能力を有し、個人情報保護に関する取扱を定めている林業事業体に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営の集約化を主とした森林経営計画の作成及び集約化に必要な森林所有者への受委託契約の働き掛けを促すことにより、効率的な森林施業の推進に寄与するという公益上の必要性があると認められる。

4	<p>臓器移植法に基づく臓器移植の対象となる児童に関する情報のうち次に掲げるものを、臓器を提供しようとする医療施設に提供する場合</p> <p>①当該児童についての虐待相談としての対応記録の有無とその期間、②当該児童のきょうだいの虐待相談としての対応記録の有無とその期間、③当該児童のきょうだいについての不審死並びに乳幼児突然死症候群（疑い含む）に関する情報の有無、④当該児童の保護者についての覚醒剤や麻薬などの違法薬物の使用に関する情報の把握の有無とその時期、⑤当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期</p>	<p>・児童虐待が行われている場合には、それらの事実の有無を当該児童の家族等に確認したとしても、客観的な情報の入手は困難と認められる。このため、臓器を提供しようとする医療施設に対して、児童相談所における当該児童の児童虐待相談記録等の情報を提供することにより、虐待をした親等が証拠隠滅を図るために臓器提供に同意することを防ぎ、臓器移植法に基づく、公正かつ適切な臓器提供が達成されるという公益が認められる。</p>
5	<p>山梨県防災基本条例第2条で規定する災害のうち、豪雨や地震などの異常な自然災害により生ずる被害が発生し、県災害対策本部が設置された場合において、安否不明者及び死者の個人情報（住民基本台帳に基づく氏名、住所、性別、発災時の年齢）を自ら利用し、又は関係機関に提供する場合</p> <p>ただし、次の全てに該当する場合に限る。</p> <p>＜安否不明者＞</p> <p>①県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合</p> <p>②住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合</p> <p>＜死者＞</p> <p>①（死者に遺族がいる場合）遺族の同意があること</p> <p>②県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合</p> <p>③原則として、住民基本台帳の閲覧制限が併せて措置されている者がいない場合</p>	<p>・災害時には、国、市町村、防災関係機関等と連携して、被災者の救助その他の災害応急対策を的確に実施することが重要である。</p> <p>特に、安否不明者及び死者の個人情報を公表し、又は関係機関等に提供することにより、救命・救助を必要とする者が特定され、及び捜索範囲が絞り込まれるなど、迅速かつ効率的な救命・救助活動等に資するという公益が認められる。</p>